

第 2 回条例検討専門委員会 議事録

日時：平成 22 年 2 月 16 日（火）19：30～21：00

場所：浦和コミュニティセンター第 6 集会室

次 第

1. 開会
2. 議題
 - ・ 前回議事録の承認
 - ・ 障害者差別と思われる事例について
 - ・ 条例について話し合う 100 人委員会について
3. その他
4. 閉会

配布資料

- ・『第 2 回条例検討専門委員会』次第
- ・第 2 回条例検討専門委員会座席表
- ・第 1 回条例検討専門委員会 議事録（案）
- ・条例について話し合う 100 人委員会実施要領（案）
- ・「障害者差別と思われる事例集」（平成 22 年 2 月 10 日現在）

出席者（敬称略）

出席委員・・・斎藤委員、柴野委員、嶋垣委員、鈴木委員、玉井委員、野辺委員、
平野委員、増田委員、宗澤委員長、渡辺委員

事務局・・・岡村課長、吉野補佐、企画係担当

1 開会

開会

(宗澤委員長)

定刻になりましたので、第2回条例検討専門委員会を開催させていただきます。はじめに、今日の資料の確認を事務局よりお願いします。

(事務局)

ご説明させていただく前に課長から一言ご挨拶させていただきます。

(岡村障害福祉課長)

みなさんこんばんは。開催にあたりまして一言御礼の言葉を述べさせていただきます。本日は、第2回の条例検討専門委員会にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。また、先週11日に行われましたシンポジウムには、検討専門委員会の委員の皆様はじめ、障害者施策推進協議会の皆様のご支援、ご協力をいただきまして、無事に盛大に開催することができました。障害当事者の方約100名、保護者の方、事業所、施設関係、行政等、延べ350名の方にご参加いただきました。皆様のお蔭と感謝申し上げます。パネリストを務めていただいた方にも感謝申し上げます。本日は、第2回ということで、いよいよ核となる条例について話し合う100人委員会のご審議をいただきますが、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきますたく存じます。

- ・『第2回条例検討専門委員会』次第
 - ・第2回条例検討専門委員会座席表
 - ・第1回条例検討専門委員会 議事録(案)
 - ・条例について話し合う100人委員会実施要領(案)
 - ・「障害者差別と思われる事例集」(平成22年2月10日現在)
- 以上5点でございますがよろしいでしょうか。

2 議題

前回議事録の承認

(宗澤委員長)

それでは、次第に沿いまして、議事の進行をさせていただきます。

前回の条例検討専門委員会の議事録について、委員会としての承認を求められています。既にお送りさせていただいておりますが、修正が必要な部分がありましたら、今、ご指摘いただきたく存じます。何かございますでしょうか。

特になければ、議事録については、承認することといたします。よろしいでしょうか。議事録は承認されました。

議事録についてお願いがあります。施策推進委員会の委員の皆様にも議事録は必ずお渡しいただければと思います。もう一つは、施策推進委員会の議事録のこれまでのさいた

ま市 HP への掲載、相当時間、タイムラグがあるように思う。条例検討専門委員会の議事録については、できる限り、タイムラグなく、WEB ページで全ての市民がアクセスできるようにしてもらいたいとお願い申し上げます。

シンポジウム振り返り

(宗澤委員長)

冒頭の課長のごあいさつから、シンポジウム、講演会の2月11日の件についてのお話がありました。今日、100人委員会について一つ議論することになっています。冒頭にあたって、条例づくりが具体的にまちの中に出て、市民も交えて少し話すという機会を設けた、最初の機会が先日のシンポジウムであったように思うわけです。委員の皆様方はシンポジストであったり、ご参加いただいたりとかたちでご協力いただきました。まちの中に出て、まちの中の人たちとともに、この条例づくりを推進していくことがとても大事なわけですが、その観点からご感想や今後の教訓等についてお考えがありましたら、冒頭で少しお伺いしておきたい。できればお一方ずつご意見をいただきたいのですが。フロアにいた方からご発言をお願いします。

(斎藤委員)

事務局の大変なご努力で会場に人が集まったのがまずよかったように思います。ざっと見渡したかんじだと、当事者関係者が大変多かったのかな。という印象があります。まだまだ市民的にこの問題を広げていくには、これから相当な努力が必要なのではないかな。と思いました。

短い時間の中でいっぺんに、ということがありましたので、本当は、フロアの皆様からでかかった事を、もう少しやり取りできれば、この条例の意味というのか、輪郭というものが、もう少し持ち帰ることができたのかな。と思います。時間のこともありましたし、手を挙げていた方たち全員が発言できなかったのがちょっと残念かなと思いました。

(増田委員)

私も、行ったらいっぱい人が居てくださったので、よかった。というのが第一印象だったのですけれど、やっぱり見知った顔がとても多かったので、そういう意味では、最初の一步としては、身近な人たちから考えていくというので、市民の人達にもうちょっと広げていくには何かもう少し工夫が必要。というのは、斎藤さんと同じように思いました。

企画としては、短い時間にいっぱい詰め込んだために、対象者の想定と企画の内容が、食い違っていたのかなと。もっと一般の人が来てくださるというので、石井めぐみさんだったと思うのですが、この間の顔ぶれだと、もっとなかなか自分の障害や悩みを声にできない人の声を広げる内容でもよかったのかな。と。最初の企画意図が一般市民にということだったので、そのへんが今後への課題というものがでたかなと思います。

(渡辺委員)

私も見たのですが、市民にPRをしていかなければ。と思いました。それと、障害者

の方がいっぱいみえていたので、石井さんのお話はどうだったのかな。と思いました。以上です。

(玉井委員)

シンポジウムは出席させていただいて、見させていただいた。やはり、出席者が多かったというのが第一印象です。これから、具体的な形になっていったときに、また市民の方やみなさんのご意見を聞くことも必要なのかな。と感じました。まだ形になっていないというか、そういうところでのご意見なので、まだまだ発言される方も難しい部分があったのかな。と思います。

(野辺委員)

短い時間で、私は、こういう人間が条例にかかわる専門委員として、これから一緒にやっていきます。という自己紹介を兼ねたような形でお話させていただいた。フロアの方のご意見の中で、障害をお持ちの方の介助をしている方から、条例に対するとても慎重というか、警戒的なご意見があった。条例はできないほうがいいというご意見までではなかったと思うのですが、条例ということへのとまどい、警戒心というかお気持ちが見れた意見として、私は受け止めました。トップダウンでノーマライゼーション条例つくりますよ。ということを押付けられて勝手に決められたら困る。という意思表示だったのかなと、私はとても印象的でした。

(嶋垣委員)

自分自身のことは、反省しきりだが、私も実は、職場だとか、職場のグループ関係の社内の掲示板とかに「さいたま市でこういうシンポジウムがありますよ。」と掲載してもらい、広報に協力してもらった。実際に見た方が、さいたま市近辺、又は、さいたま市にお住まいの方が来られたかどうかは分からないが、自分が一番思ったのは、各委員の方のお話もありましたが、いかに一般の方に広めていくかが一番ポイントだったような気がした。その点については、これからやっていかれる 100 人委員会での広報の仕方とかそういう部分については、いろんな点で要素が出たのではないかと思います。

(柴野委員)

私は、パネリストで参加させていただいたのですけれども、増田さんが言うように、オーディエンスとこちらの舞台に立っている側の意識がずいぶん。意識というか、想定していることが、一般市民向けだった。石井さんのお話もそうだったし、あそこで石井さんがお話する意味がどこまであったのかとも思うし、石井さんのお話、パネルディスカッションもだいぶ啓蒙的、「こういうものなのだよ。私はこうでしたよ。」という話であった。そんなことを聞きに来たわけではなくて、「条例というものは、どういうものをつくらうと想定しているのか」、「100 人委員会はどうやるのかとか」、そういう話題を言うべきだったのではと今は反省している。私も舞台に立つ機会が何度もあるが、変な雰囲気やりづらいつころもあった。あまり発言する機会もなく、もともと時間の問題もあったが、もう少し、オーディエンスを含めた上での企画を練ったほうがよかったと私は思う。あれはあれ

で、最初の一步としては反省も含めて意味もあったと思います。

(平野委員)

たまたま、私のゼミの学生を連れてきていた。終わってから、「どうだった？」と学生に聞いてみたところ、感想は、「色々な見解がたくさんあるんですね。」ということと、最後は、「どの辺で条例にするのですか。」と言われた。「そんなの難しい。」という話をした。

個人的な発想だが、いらした方は350人、大事なことは、関係者が200人くらい。その一方で、公募の市民の方は100人くらいいたのが事実。幅広くていったいどこにターゲットを合わせるのが難しかった。さらに250人には合わなかったけれど、100人には合っていたということが一つあると思います。逆にそっち(関係者)に合わせちゃうと、100人の方にはのれなかったかな。ということがある。「やってみた。」ということに意味がある。合わなかったことも含めて、やらなきゃ何も分からなかった。「やった。」ということで一步前進した。少なくとも、そういう姿勢、「議論してオープンにしていけますよ。」「こういうメンバーがこういう風に考えていますよ。」というのをオープンにして姿勢を出したというのがよかったと思います。

(宗澤委員長)

私は、みなさんがおっしゃったことに加える必要はないが、最後に時間が足りなくて残念だったが、「とにかく意見を言おう。」という形で当事者の方々を中心にご発言があったと思うんです。そこには、当然、条例づくりそのものに対する少し斜に構えた見方であるとか、警戒心であるとかそういったことも含めて、意見表明をいただいたことに、やった意味はあったという風に思いました。むしろ、そういう意見も直接いただいて、それに答えながらいい条例をつくっていかなければならない。という作業の始まりが当日確認できたのではないかと私はすごく思った次第です。

それでは今、ご発言・ご指摘いただいたようなことを十分に留意しながら、これからの取り組みを進めていきたいと考えます。

障害者差別と思われる事例について

(宗澤委員長)

それでは、障害者差別事例について移りたいと思います。それでは事務局に、ご説明いただけますでしょうか。

(事務局)

それでは説明させていただきます。さきほどの資料『障害者差別と思われる事例集(2月10日現在)』をご覧くださいませでしょうか。こちらはシンポジウムの前日までに、お寄せいただいたご意見をまとめさせていただいたものでございます。各委員の方には先週送付させていただきましたが、それと若干番号が変わっておりますが、ご承知ください。寄せられた項目数は合計269件となっており、事務局の方で行政、制度、福祉サービス、教育、医療、就労、交通、情報、生活、子育て、その他の11種類に分類させていただい

ております。その中で最多は教育 51 件、その他が 35 件、次に医療 34 件、就労 30 件と続いております。逆に最少は福祉サービス 4 件となっております、極めて少ない状況となっております。

本日はこれらの事例をふまえて、専門委員の皆様それぞれ注目される事例に対するご意見をいただくとともに、当面のヒアリング先などについて、優先順位や内容等について決定していただければと思います。尚、本日の意見をもらいまして、3 月の第 1 週、第 2 週の火曜日の夜間に対象者をおよびしまして、ヒアリングを実施したいと考えております。ヒアリングの方法はその分野に関する方を複数呼び出して、同時に行うような方法を考えておりますが、それにつきましても、本日、ご意見等を頂戴できればと考えております。簡単ではございますが、事務局からは以上です。

(宗澤委員長)

確認ですが、この事例をふまえて、一つは、ヒアリング先をできる限り特定できるような議論を求められている。注目する事例を特定できるかどうかという問題もありますが、事例をふまえて、この条例づくりに必要なヒアリング先、こういう団体は外せない。といったことですか、こういうところが事例から声がたくさん上がっているので聞きに行くべきだとか、そういうご意見をぜひ頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

(野辺委員)

教育に関して差別と思われる事例が多かった。一つ一つ拝見していると、発達障害を持った子どもさんの親や周りの方からの意見が多かったように思う。発達障害の場合、私の子どものように身体障害と違って、見た目ではどこに障害があるのか分かりにくい。そういうところからくる理解されにくさ。それから、その子どもと日々接している先生のほうにも発達障害ということへの理解が不十分なために、病気のために、この作業なり、勉強なり、このことが同じようにできないというのに、頑張らせるとか、先日のシンポジウムでもお話がでたが、障害を理解していないがための本人が傷つけられるケースがある。

それと別に、事例集、15 ページの 42 番の事例がひっかかる。「特別支援学級に在籍をしている子どもが学校行事の林間学校や修学旅行に参加できない。」と、「行きたいのにできない。」「旧大宮市」とあえてご指摘がある。今はさいたま市なのだけれども、旧大宮、旧浦和と地域に差があるのであろうか、学校ごとに子どもに対する教育の仕方が違うのか。私はすぐにこういうところにヒアリングしたいと思うのですが、学校側が果たして、ヒアリングを受けてくれるのでしょうか、率直に、「今現場はこうなっている。」ということをお聞かせいただけるのだろうか。「旧大宮はこうだけど、旧浦和は違うのか。」ということが気になる。統合教育が世界の流れそのものなのに、現場は分離教育そのものということも気になる。ヒアリングするとしたら、学校現場に私は行きたい。

(宗澤委員長)

そうですね。ご指摘いただいているのは、教育の現場で起きていることが一番多いわけですから。教育に関していえば、就学指導、就学時検診、入学するときの就学相談とか、

就学指導のところでは、教育委員会ですかね。学校教育に係る現場サイド、その全体を統括している教育機関に対して、事例の多さから考えても優先順位は高いだろう。これは当然そうであろうと考えます。他にいかがでしょうか。

(増田委員)

すみません、質問ですが、学校では色々な問題が起きているので、そこに従事している人たちのご意見を聞きたいということですが、ヒアリングすることで、何を明らかにしたいのか、どういう次のステップを考えているのか。私も精神障害の業界にいますので、医療現場で色々な問題が起こっているの、医療現場に対して同じように思うが、行ってそこで何ができるのか、もう一つ自分はずかめていないので、事実を明らかにするというのはわかるが、それだけじゃないような気がする。

(宗澤委員長)

僕個人の意見だが、事例からヒアリングをするいくつかの論点だけは整理して臨まないという仕方がないと思う。今、ざっと教育のところでは、子ども達の力をどう伸ばしていくのか、という学校が本来持っている役割、この役割に照らして、現実には父母や子どもの側から不当な扱いを受けているというご不満として出てくるものもあるであろうし、先程、野辺さんが指摘された「旧大宮だけ」、「就学旅行や林間学校に参加できない」、こういう物事についての課題認識があるのかどうか。つまり、慣習化されていて、やっている側は特にいじわるしているつもりでも何でもない。みたいな体質化されているような問題とか、そういうことをこの事例から、こういう問題がこういう事例として指摘されているというような、論点と事例の具体例を構成して、あらかじめ、学校サイドなり、教育委員会なりに提示して、その上でご意見を伺う。という手順を。事例がいくつかに分類されていますが、就労、福祉サービス、医療等。医療であれば、医師会、病院などになると思うが、その領域ごとにそういう整理をやって上で望む。そういう手順をふむしかないという私個人としては思う。

(柴野委員)

現状把握ですかね。ヒアリングそのものが、「差別と思われる事例に基づいて、あなたのところに行きました」というだけだと、攻められているみたいな感じがする。「大宮市だけ、なんでやらないのですか。」「事例があるので大宮市に来ました。どうですか。」と、これってヒアリングなのですか。と思う。まさにこの間、嶋垣さんがシンポジウムでも話していたが、教育の現場にいる人たちが「障害者に対して今までどういう風に教わってきたのですか。」「どういう風に障害者に対して思っているのですか。」「今、一緒に修学旅行や林間学校に行かないことについて、どう思っているのですか。」ということを各市や教育現場にいる人や、あるいはまさに教育学部の学生さんとか、そういう人がどうなっているのかということのほうが現状把握だと思う。そうではなく、調査として、まさに改善しなければならない。という感じでヒアリングに行くのでは。ごちゃごちゃになっている気がする。ヒアリングという言葉の意味が多義的になっちゃっている。

(嶋垣委員)

私も教育と医療というのがかなりあるな。と思ったのですが、その中で、発達障害や精神障害というお話があった。ある程度、小中学校は障害関係の学習時間があるはずですよ。身体障害とかについては、盲導犬を連れて行った人が1時間話す、点字を触ってみるということなど、やられていることについてはある程度理解があるということも整理しないと。教育の現場や医療の現場だと、どうも差別事例のお話を聞くと、やはり発達障害や精神障害が一番理解されていないのかな。ということが出ている気がする。その辺も、重点を置くべきところはどこなのか。ということも整理するところに入れていただいたほうがよいのかな。と思います。

(渡辺委員)

今お話にもありましたが、私どももシニアライフという研究グループがございます。小学校5,6年でしょうか、総合的な学習の時間で、福祉車両と車椅子を持って、車椅子の人間を連れて行って話をすることを色々な学校でやっている。大宮でもやっている。先日も指扇に行ってきた。見える障害というのか、我々でも確かに、歩き方が変であれば、「障害を持っていらっしゃるのだな。」と思うが、発達障害に関しては、なかなかわからない。まだ教育がしっかりできていないと私は思う。われわれもよく分かりません。うちにも精神障害で働いている人間がいるが、最初、私は、全然わからないので、「なんで1日働けないのか。」「もうちょっと働けないのか。」とかそういうのをどうしても浴びせてしまう。われわれも分かっていないと。今はしっかりうちの戦力として働いてもらっているのでもいいのですが、そこまでいくには、われわれは学習しなければならない。と感じている。これからだと思う。小学校でしっかり学習されていくのは。

(玉井委員)

教育ということで、なかなか意見が言いづらいですが、要するに、発達障害のことでいえば、発達障害者支援法ができた。その経緯を考えると、まだみんなに知れ渡ってきてから年数がないわけなのです。当然、教師が、教育現場が事例に書かれているので、多いうようにみえるが、実際には世の中の中ではまだまだ理解がされていないということがあると思う。これは、教育現場だけでなく、就労の現場でも同じ。離職率が高いという問題も抱えていると思います。

一つのこういう意見をとって、「何をやっているのだ。」という、腹立たしさもある。私も同じように特別支援教育にかかわっていますので、と思いますが、その時点だけでは、みていくと狭くなっていくな。とおもいます。それから、旧大宮と先程もでてきましたが、色々な経緯がある。通常の中での行事に参加することも意義がある。ただし、修学旅行などのプログラムの立て方によっては非常に厳しくなる部分もある。そのへんのことってというのは考えていかなければならないのだろう。と。やはり、合併をしていますが、旧何とかとここには書かれているが、地区ごとの歴史、伝統というものは、なかなか廃止して一つに統一しなさいというわけにはいかない。今までの経緯を尊重しつつも、よりよい方向にどういうものがあるかと考えている今、途中の時期でもあるというのは事実、実際ある。

だから、ここに書いてあるが、保護者の意向、子どもの実態に合わせた行事は何なのか、それを追求しながら、保護者の意向そういうものを尊重しながら実施している。と把握しているが、そういう中で、一つだけでこう見ていってしまうと、ちょっと狭いのかな。と。やはりその部分、今話したように経緯だとかも知って話をしないと、「こういう意見が出たので調査です。」となると、口を閉ざすだろう。と。学校の実態もみていただいていいと思う。本当に先生方も苦労されている部分もあるし、本当に先生方悩んでいる実態もある。そういう部分では、委員の皆様にもみていただいたほうがいいかな。と思う。私も、先生方と一緒に悩んでいる。悩みながら、一人ひとりが学校生活に適應していって、本当に落ち着いてくるだとかそういう姿をみて喜んでいる一人でありますので、事例だけを取り入れて、この事例からどうしますか。という形になると厳しいのかなと思う。もうちょっと背景だとかそういうことも議論しつつ、認識しつつ、100人委員会とかそういうところに臨むべきではないか。と思います。

(野辺委員)

私が印象に残った事例としてあげたのは、「この事例を取り上げて、ここに行きましょう。」ではなく、「ヒアリングするにあたって、どういう事例がこの委員会の討議としてみなさんありましたか。」と問われたから、「教育現場のここが気になる。」と発言しただけで、だからさきほどもご意見にありましたように、ヒアリングとは何なのか、どこまで、何のために行うのか。ヒアリング自体のあり方とか、専門委員会で担っているヒアリングの意味をもう少し討議しないと。一つの事例を取り上げて細かく責めたてるとか。そういうことじゃないですよ。

(宗澤委員長)

皆さんのご意見を伺って、ヒアリング先というよりも、ヒアリングは何を目的とするのか、何をまず明らかにするためにするのか、そこからヒアリングの方向、手順が具体的にイメージされるようになるのだらうと思います。ここで論点を集中させてご意見を頂戴したいと思うのですが、だいたいこれまで頂いた意見は、柴野さんのご発言、ご指摘があって、要するに、責め立てにいくわけではない。なぜ、こういう問題が起きているのか、そういう経緯や現場の人たちがどう見ているのか、このことを明らかにすることによって、問題がある意味では、解き明かす、あるいは共有できるという方向性でのヒアリングが今までで頂いたご意見なのかな。という気がするのですが、この点についていかがでしょうか。

(嶋垣委員)

一点確認いいですか。差別事例というものは、当然、ヒアリングする相手先にも「事前にこういうことがありました。」とお出ししてからやるのですか。

(宗澤委員長)

出すも出さないも、これはもうホームページでも公開されている。ヒアリングに行く限り、「こういう意見が出ていますよ。」と。相手を責める道具にするわけではなく、予め

お目通りいただくべきものだと思います。

(柴野委員)

差別をされていると言われている事例の現場というのは、言われている側の立場の事情というか現状もある上に、言っている側の事情、立場もある。ここに載っているのはほんの一部から声が出ている。その声を聞くという意味のヒアリングもあれば、差別されているのは、「なんでなんだ?」「どうしてこうなっているのだ?」「皆さんの考えがどうなっているのですか。」ということ部分を部分もあるのではないかな。と思います。だから、「こういう風に言っている人もいますけれど、あなたたちもそう思います?」というものもあるのだと思います。だって、これは一人が書いただけ。もちろん、それはみんなも共有できるのではないかな。と思うから載っているのだとは思いますが、そういうことも考えた上で、最終的には、条例をつくるためにやっているのだから、条例にむかって、どういう基礎調査があって、どういう事情があって、でもその経緯は条例にすることとどう関係性があるのか考えてやらないと、と思います。

(平野委員)

条例づくりでどういう風にするかで考えていくべきだと思います。教育ということを見ると、ふと思ったのは、教育は性格上、仕方がないが、みんな教育は親が書いている。他の分類は、当事者が書いている。そういう意味では、親はこう思っているが、子ども達はどう思っているのか、そこも聞いてみるべきじゃないかな。と思います。根幹にかかわるので、引っ繰り返して申し訳ないが、差別事例全体をざっと読んだが、差別を挙げてくれというわけで、こうなったのは仕方がないが、条例をつくる。ということ考えると2つの側面があると思う。1つは問題の部分を改善しろということ、2つ目は、こういう風にしたほうがいいのか。という方向性を示す必要があるというものがある。そうすると、差別事例から出てくるのは、刑法みたいなもの。「こういうことやったら罰するぞ。」というようなものは出てくるが、「こうしたほうがいいよ。」というものはなかなか出てこない。おそらくここには出てこないが、玉井さんに聞けばいいと思うが、教育現場だって、すごく頑張っている事例にある。頭が下がるような改善している事例をやっている。職場だって、医療機関だって、僕が知っている限りでも、ものすごく頭が下がるようなことをやって、障害者のことを考えている医療機関もある。そういうのはここには出てこない。そういった意味では、問題になっているほうも、きちんとやっていていいところもある。そういうところも、調べたほうがいい。そこから条例はこれではいけないよ。同時にこうしたほうがいいのかということも示す。ヒアリングとはそういう側面があるのではないか。そこで、「ここはいけない。」「こうしたほうがいいんじゃないか」というものが出てくる。企業だってがんばっていることもある、そこはここに出てこない。どうしても。そういうところも調べてもいい。そこから条例というものがつくられるのではないか。

(宗澤委員長)

今、お出しいただいたご意見では、一つは、問題を明らかにして、こういう事態は克服

しましようという意味で改善課題を明らかにするようなヒアリング。一生懸命やっている、先進的にやっている、そこをヒアリングをすることによって今後の方向性を明らかにしうるようなヒアリングもすべきであろうもう一つは、差別する側の問題を明らかにするヒアリングだけでなく、当事者に対してヒアリングをする。つまり、当事者の中にあるご意見の広がりみたいなものをもっと確かめていくようなヒアリングも必要なのではないかということだったと思うのですが、他にいかがでしょうか。

(鈴木委員)

条例をつくる時の、基本的なデザインがわからないので発言しにくい。どういうデザインになってくるのかわからないので、大まかにデザインをつくってほしいと思う。大まかにデザインのイメージをという、ひとつは「被害にあっている。差別にあっている。」ということについてコメントもあって、「明日からすぐにもやって下さい。」というような、それは、悲鳴に近いような、「何かを禁止しましょう。」というデザイン。もうひとつは「もっとこういう風にしたら、まちが住みやすい。」「こういうところをこういう風に直して下さい。」「こういうところにこういう問題があるのでバリアフリーにして下さい。」というような、「もっと条件を作ってくれば、障害のある人も妊婦さんもだれでももっと住みやすくなりますよ。」というようなバリアに絡むようなデザイン。それから、もう一個は「もっと豊かに暮らしたいです。」「こういう機会もほしいです。あれもほしいです。」と市民のほしい内容に応える。そういうようなものもあってよい。それがみんな障害と絡んできていることなので、デザインを何かつくっていただいて、大まかで途中で変わってもいい。何か指標のデザインがないとどうも発言しにくい。そうでないと、ヒアリングにいても、責めるような、告発に行くみたいになりかねない。こういうデザインがあって、こういうことについて、こういう風に考えている。こういう問題いっぱいありますよね。こういう風に変えていったら、こういう風になるのではないかと、ということが出てくるんじゃないかなというように思います。

(宗澤委員長)

つまり、条例の固定的なものではないのだけれども、一つのフレームみたいなものを、提示し、われわれが持ちながら、それで発言を促していく、発言しやすいような形をとらないと、茫漠とした大海に置かれてなかなか意見も出しにくい。という点でたとえば、禁止すべきもの、もっと現状改善からバリアをなくしていくもの、促進をしていくべきもの、生き方とか、生活の質の豊かさをつくっていくようなもの。たとえばそういうような柱を持ったらどうか。というご意見をいただきました。

(鈴木委員)

付け加えれば、「どんな学校でも車椅子で登校できる学校にして下さい。」といわれた時に、そういうことは今、できないわけですよ。現実には。そうなると、先ほどの野辺委員の言われた、修学旅行がどうこうという問題はすつとぶと思うんです。つまり、特別支援の子どもだけが修学旅行に行くという発想はすつと薄まると思うんです。たぶん。そういう切り口で変わってくるのではないかと。今は、どんな学校でも車椅子では行

けないですよ。それがそういう風に、そっちから変われば、たぶん、質のほうも変わってくるのではないかと。「誰でも修学旅行に行かせてください。」ということを実現するのか、もっと広い視野でいって、そのことも考えてもらうのか、という進め方もあると思います。

(野辺委員)

私は、鈴木さんの言う、デザインという言葉がいまひとつ理解できないのですが、たとえば、「ノーマライゼーション」という、まだ仮称ですが、「ノーマライゼーション」という考え方が前面に出た条例をこれからみんなでつくっていかうというわけですよ。だから、その骨格なり、アウトラインなりは、これから討議する 100 人委員会で色々な人からいろんな立場から意見を出してもらって、それを積み重ねる中で骨格を作っていくべきと思っているのです。ヒアリングはそのための、材料の一つの提供であり、私たち専門委員という役割を担った人間が、やはり実態はどうなっているかをきちっと把握するための一つの試みであって、そろそろ 100 人委員会の内実みたいなものを討議する中で、いま鈴木さんがおっしゃったデザインというようなことの見解を出してみれば良いと思う。

(宗澤委員長)

基本的に委員会の役割というのは野辺さんのおっしゃったとおり、まず、100 人委員会を中心にしながら、当事者の方に意見を出していただいて、そこから条例づくりのフレームワークというようなものをつくっていく。その手順はその通りだと思うのです。ご意見を頂戴するときに、誘い水となるような形を。というご意見であったように思う。先ほど、固定的なものではないが、ひとまずご意見をいただくためのもの。枠組みというようなものでご意見をいただいた。

時間も限られているので、100 人委員会について話を進めた上で、もう一度ヒアリングに立ち戻るといっていいのでしょうか。とりあえずこれまでは、ヒアリングの性格、目的。ヒアリングでご意見をいただくための、デザインというかフレームワークというようなもの。そういうことについて、かなり具体的なご意見を頂戴できたとは思っています。その上で、100 人委員会で当事者からご意見を出してもらうわけですが、100 人委員会に移った上で、もう一度、戻らしていただきたいと思います。

条例について話し合う 100 人委員会について

(宗澤委員長)

それでは、100 人委員会について事務局からご説明ください。

(事務局)

資料『条例について話し合う 100 人委員会実施要領(案)』をご覧ください。仮称として、「条例について話し合う 100 人委員会」とさせていただきます。目的としては、「誰もが共に暮らしやすいさいたま市」を目指す条例づくりのため、

市民が主体となって話し合い、意見交換する場を設ける。当事者及び、市民間が集うことで、コミュニケーションの輪をつくる。開催日時は平成 22 年 3 月に設置し、毎月 2 回程度開催する。

開催場所については市内のコミュニティセンターを想定しております。ちなみに、第 1 回につきましては、3 月 30 日火曜日夜間、6 時から 9 時まで 3 時間、与野本町コミュニティセンターで行いたいと考えています。その後につきましては、毎月第 2 土曜日 14～17 時、毎月第 4 火曜日 18～21 時で考えております。こちら案ですので、色々なご意見をいただきたいと思っております。1 回につき、3 時間行う形です。

続きまして、どのような形で意見やそういったものを討議いただくのかについてです。まず、運営上の課題としまして、障害者支援として、手話通訳者の手配、知的障害者や精神障害者の参加方法及び意見表明方法、保護者が参加するための子どもの保育等、いろいろ、課題等がございます。

「手話通訳者の手配」は社会福祉協議会と調整をしています。手話通訳者の方の人数分そろえばいいが、なかなかそうもいかない。開催方法を工夫させていただく形で考えている。「知的障害者や精神障害者の参加方法及び意見表明方法」につきましては、知的障害者や精神障害者の方へは事前にご説明をさせていただくような配慮をし、当日に臨んでいただくというようなことを考えています。「保護者が参加するための子どもの保育」という部分については、現在こういった保育士の方がいるか、重度の障害者についてなど、いろいろと現状では調整事項が多いので懸案事項となっている。こちらについては最大限配慮したいと考えています。

100 人委員会というのは、定員が 100 人というわけではない。100 人 = many (多くの) という意味であります。しかし、いくら 3 時間あっても、100 名一度に 100 人が意見を表明する機会を設けることは物理的に不可能です。従いまして、10～20 名程度のグループに分けさせていただき、ファシリテーター(司会)を一人ずつ配置し、その方の仕切りによって意見等を整理していただき、そして最後に、ファシリテーター又は、グループに役割を決めて発表いただく。それをさらに司会の方、条例検討専門委員の方がまとめて、こちらの専門委員会等で討議していただく。という流れで考えております。以上です。

(宗澤委員長)

ありがとうございます。この 100 人委員会については、今のところ最低限度の実地要領案となっておりますが、こういう風に運営してしましよう。と私たちが粹づけてしまうのではなく、ある意味では自主的、自治的に運営していただくべきものであるとは考えている。ただ、条例づくりにむけた議論をしていただく点で、最低限度の運営能力ということによってお話しいただきたいということなのでしょう。この実施要領案のところまでしております、毎月、第 2 土曜日昼間、夜第 4 火曜日夜となっていることについては、当初の構想としては、子育て期にあるご家族とお子さんというのは夜間に行うのは負担が大きいと想定していたので、そういうライフステージの方を中心とした委員会にしてはどうか、青年期以降の方については、日中活動、あるいは就労の取り組みが終わった後に来ていただくというほうがご都合がよろしいのではないか。という想定で 18 時以降と

のように、考えていたと思います。フリーにご意見を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

(柴野委員)

12月の設立準備会の時に、条例作成の工程表が配られました。これだと、骨格となる案文を事務局がつくって、案文も含めて課題をまとめ、条例への要素、差別事例などを起こし、骨子を100人委員会で提示して、それに基づく議論というのがもともとの案だった。今、宗澤さんの話だと、フリーハンドで市民の皆さんで決めましょう。という話になって、この話はなかったということなのか。フリーハンドに戻ったという理解でいいのか。要するに、鈴木さんが言ったように、ヒアリングも100人委員会もいったんどんな条例でどういうデザインしていくのか、という骨格ぐらい言わないと、100人委員会で「どうぞあなた達で自由になんでもかんでも話して下さいということだと。条例づくりのため、市民が話し合う場を設けました。と言われても、市民の人がいったいどう話しているのかなと思わないのかな。どうなのかな。と。逆に言うと、ヒアリングに出てくる事例を「こんなこと嫌だよね。」「こんなこと嫌だよね。」という委員会にしちゃったら、どうなのかな。よく分からないのだけど。権利条約を事務局が1月中に分析しているはずだが、権利条約をベースにするのか、北海道や千葉の条例を分析するにか別にして、何となくこういうのですよ。というのがあったほうが、100人委員会の議論も。

(鈴木委員)

条例というのは地方自治体の議会で定めるものなのですか。議会に通らないと条例は否決されるわけですか。スタイルや決まりはないのですか。

(柴野委員)

内容次第です。

(鈴木委員)

形式要件はなにか。第1条、第2条とか。

(柴野委員)

形式の問題ではなく、中身の問題で確かに、法律と違う条例だと大変な話。法律を具体化する条例だとか、上乘せしていいかとか問題はあがるが、そういうことよりも、理念として、「この条例は何と何と何を骨格にするんだ。だからこの議論をしているのだ。」ということがないと、こういうことを言って、議論していかないと、まさにデザインというものがないと、100人委員会大丈夫かな。と思ったのですけれど。

(宗澤委員長)

話の確認をさせて下さい。今、ご指摘いただいたことは、12月の設立準備会の時に、確かこう整理してお話したのではないかと。つまり、鈴木さんからご指摘あったように、何も無いところで、ご発言ください。と言ってもなかなか議論がしづらい。だからと言っ

て、我々がこういう風にしますから、議論してください。というのは筋違い。それまでにとにかく差別事例を収集して、それを整理したところで、今日ご指摘のあった、こんなデザインから、こんなフレームから。というところで、整理したものを100人委員会で提示し、それに対して自由に意見をいただく。そういうイメージで話をさせていただいたと思うのですが。

(柴野委員)

それで言うと、デザインを先に決めないと話が進まないのではないですか。

(宗澤委員長)

いったん、2月の中旬に集まった事例を事務局でまず整理をしてもらい、次の検討専門委員会の時に、整理をした上で、その簡単なデザインを決め、100人委員会に臨むときの土台を決めて、臨むというような進め方でいかがでしょうか。つまり、まず、今ご指摘のあった、仮のデザインをつくって、素材として100人委員会に提示する。

(増田委員)

的はずれだったらごめんなさい。昨日、第3回の推進委員会の傍聴に行ってきた。議論の基本となるところは、権利条約を参照しながら議論していくスタイルであった。前回、記憶を見たら、権利条約の要素をきちんとふまえないといけないというのがある。出てきた事例をただ整理するわけではなく、やはり権利条約で実現しようと、我が国で頑張らなければいけないことと照らしあわせて整理するかたちで持っていかなければいけない。事例をただ整理するだけではまずいのではないかと思ったのですが。どうなのでしょう。

(柴野委員)

そうだと思う。おっしゃるとおりだと思います。

(嶋垣委員)

一つ例をあげると、権利条約の中でも、就労関係については、障害者雇用促進法があって、かなり話が進んできている。例えば、具体的にいえば、障害者の職場で働いていて、何かの差別を受けました。とそうした場合、どういった形でやりますか、例えば、企業内でいろいろなことをやった上で、納得がいかなければ、調停をどこまで持っていくかという話をしている。そういうものについては、その方法に沿って、ある程度具体的な話をそれなりに腹積もりというか、ガイドライン、アウトラインを持った上でやらないと。例えば、さいたま市の条例検討のところだけ、ものすごく突飛なものになっちゃったらお役所はどうするのかと思っているのですが。

(鈴木委員)

ここに載っていない事例もたくさんあるのでしょうか。全く事例なりに入っていないような事例。われわれが想像できるものも含めて。それも含めてつくるわけですから、ここ

だけに依拠するわけではないですね。

(宗澤委員長)

出された意見はそれとして。

(鈴木委員)

それとして、大切にするのだけれども、出されていない大切なものもあるということです。

(斎藤委員)

もう一回、次回の専門委員会で土台のところの議論はしっかりしたほうがいいと思うのですね。やはり、100人委員会の募集の仕方が3月1日締め切りということで、この間のシンポジウムで配られたり、WEBだけなんです。それで、ほとんど周知されていない。この事例の収集についてもまだほとんど周知されていないし、一体、何をどう声をあげたらいいの。というのがわからないし、その声をあげることがどう帰結していくの？ということがわからないので、いろいろなところで関係するところで、繰り返し繰り返し学習をして、やっとこんな風にみんながこうやれていくということがさいたま市を良くしていくことになるのではないかと。ということをはじめているので、3月1日では思う。3月30日に100人委員会、ヒアリングが3月の第1週、第2週。枠にあわせて進めていけないといけないのかな。ということで、声をあげられていない人の声が拾えていない。重い人たちの実態が。そういう人たちが声をあげていく。そこに行き届くまでにまだまだ時間がかかる。ということで、時間をかけながら整理していくことが必要なのではないかと思う。

あと、条例をどうしていくのかという議論はみなさんと一緒にこれからいっぱいしていけばいいと思うのですけれども、「ノーマライゼーション条例」という名称でなくてはいけないのかということも含めて。やはりいま、権利条約の世界に入っているので、「ノーマライゼーション」という言葉はふわっとしていて、とても辛い。説明しづらい。いろいろなことを一緒に学習しながら、「これは当たり前権利としてちゃんと胸張っていいのだよね」とみんなが分かっていく。そこへの「障害のない人と同じような状況となるための条件をつくることを欠けば差別なのだよ。」という概念に権利条約の世界はあるので。そこについてもみんなが分かっていくプロセスが必要なのではないかと。と思う。ちょっと、そういう気持ちがありまして、議論になかなかのれませんでした。

(宗澤委員長)

100人委員会の議論に途中から入ったわけですが、100人委員会に多くの方に集まっていたら、そこで、意義な議論をつくっていくための土台として、事例を我々が集めている途上にある。個別の事例を権利条約の条文や考え方から整理したものを条例づくりの方向性、敲き台、デザインになるような、そういうものをきちんと、学習もふくめて、地域の土壌をつくったうえで、100人委員会を充実していく。ヒアリングに対してもそのように臨む。その観点からみれば、このタイムテーブルはいささか性急では

ないかと私も思います。

今、いただいた議論を受けて、次回の委員会までの課題の確認をしておくべきだと思います。漠然と「100人委員会とにかく集まってね。」という状態になっている。漠然となっているから、口コミで広げていくのも難しいし、何するのという感じに恐らくなりやすいのでしょうか。その部分を期限の延長も含めて、事務局にお受けとめいただきとして、斎藤さんからご指摘いただいた土台の部分、集まってご意見いただくようなデザイン、権利条約との関係において整理していただく。こういうものを次回の委員会に出して議論してもらおうということは今日の議論の流れからいうと、避けられない当然の課題だと思うがいかがですか。

(平野委員)

形式論で恐縮。たしかに、100人委員会において議論するとき、たたき台がないと進まないというのはその通りだと思います。それをどういう風にやるのか。ここからが形式論なのですけれども。そもそも委員会のスタート。市長から施策推進委員会へ諮問があってスタートしている。今の段階でこの委員会というのは、市長の意向がスタート。それを受けてこれは始まった。はじめてやるとすれば、「市長がこういうことを考えて、施策推進委員会に投げました。施策委員会はそれを受けて議論を始めました。これについてみなさんはどう思うのですか。」そこから始めるのがスタートではないか。そもそも市長が話している審議会や諮問の言葉があると思う。「こういう考え方を持って市長は言った。それに対して皆さんどう思うのですか。」それに対して賛成か反対か言わせていいと思う。そこから始めることが本来。形式論だが、市長の認識に対して、それ甘いのでは？認識のずれがあるのでは？といったようなこと、そこから話し合ってみるのが1つ目。2つ目としては、「一方でこういう問題があってこれについて考えなければならないのだ。」と、ここで差別の問題がでてくる。本来はそういう風にやっていくのが筋。1回目にするのなら、「施策推進委員会に投げられました。市長はこういう風に考えています。これ自身はどうなのですか。そこからどう思うのですか。」それを出してもらってここでまとめ、返していくわけです。それが答申になる。形式論ではそうなる。逆にここが勝手につくってこうだって。やってしまったら、「う～ん。」となる。今、確実にあるものは、投げかけた市長。「これについて話し合ってもらいたい。」これはある。これ自身がどうなのですか。ここから1回目の100人委員会はやってもよいのではと思う。

(柴野委員)

それは可能なのですか。事務局が答えてくれないと。

(事務局)

誤解のないように言わせていただくと、全回参加というのも過酷。毎月2回、土曜日、火曜日というのも。こちらに関しても、出入りも自由。自分が行ける時だけ行く。多様な形での参加を想定していますので、たしかに最初の第一回を開く時、人数や障害者支援の必要な方についてある程度把握させていただきたいということで、3月1日を目処にある程度の人数と必要な介助等を把握して、第一回の準備をやらせていただきたいと思います。

うことでやらせていただいた次第です。土曜日、火曜日というのも色々議論あると思いますし、今まで申し込んで来た方も「私、土曜日いけません。それでもよろしいでしょうか。」というお問い合わせもあった。こちらについては「参加できる時だけ」というように、お答えさせていただいています。そういった意味で、もう列車が出るので乗らなきゃ置いてくぞ。といったかたちで案を出しているわけではないということは、ご了解いただきたい。それはまず1点。

先ほどのシンポジウムの話にも通じることだと思うのですが、私ども事務局といたしましては、期限等で急いでやっているというのも重々承知しております。なるべく現状と合わないことを無理やりに押し付けたとしてもしょうがないということも重々承知している。100人委員会につきましても、最初に参加した方たちの状況であるとか、権利条約であるとか、条例の中身だとか、必要なものは必要なかたちでやっていくのが筋だと思いますので、今いただいたような提案に関しましては、ご用意させていただき、会を開かせていただきたいと思います。

(宗澤委員長)

整理が難しいが、平野さんのご意見はごもっともだとは思っている。ただ、ちょっと体が固まってしまう。市長が諮問の際に、「障害者の権利条約の批准の動向と自立支援法の廃止から、障害者総合福祉法に向かう動きに留意してつくれ。」したがって、これまでの議論を聞いて、増田さんから、権利条約との関連で整理する必要があるのではないかというご意見をいただきました。当然、条例づくりにむけて差別事例や意見を整理する必要があるわけだから、権利条約と総合福祉法にむけて整理するというのが基本的な筋であるかと当初から思っております。どうしましょう。

(柴野委員)

要は、宗澤さんが言うのは、形式論はさておき、市のほうからこういう土台。権利条約や新しい法律は何も決まっていらないが、新法の理念などを盛り込んだ、差別事例などをもとに骨格をつくってもらえれば、次の委員会で話し合えて、100人委員会やヒアリングのベースになるのではというはなしですね。それを事務局が市長に聞きながらできるのか。事務局が用意できると言ってくればよい。

(宗澤委員長)

すると、平野さんからご指摘いただいたことは、ある意味では、当然の形式。ただ、専門検討委員会が100人委員会にその形式を要求するというよりは、100人委員会でその形式をご要求いただければ、当然それはそうであろうと私は思っている。それはこの条例づくりの性格からいえば、当然負うべき責任であり、義務であると思います。しかし、我々は作業委員会ですので、差別事例集と、権利条約との関係で整理する努力を事務局にお願いして、その原案を次回の専門検討委員会に出していただく、そのことが100人委員会なりヒアリングをする際の土台になるというのが今日の議論だと思うのですが、事務局いかがですか。

(事務局)

次回につきましては、100人委員会で具体的に提示させていただくような論点を提示させていただきたい。骨格とかそういうものではないが、条例で話し合うべき項目について出させていただき、それをご審議いただく形で考えております。

(宗澤委員長)

できれば整理の途上で検討専門委員会の人たちに電子ファイルなどで、原案の原案といった段階のものをお知らせいただき、1回フィードバックをした上で、もう一度作り直したものを次回の検討委員会にご提示いただく形にしたい。

もう一つ、あわせまして、斎藤さんからもご発言あったように、今、年度末で誰も彼も結構忙しい。世間が忙しくなる時期。ここで無理をして性急にことを運ぶことだけを念頭に置くのは避けるべきだと思います。同時に、100人委員会の実施要領の冒頭に、例えば「手話通訳者の手配」というのがある。これは別に手話通訳者に限らず、要約筆記も必要だろうし、参加希望の方の必要に漏れなく必要な配慮ができるような準備をする必要があるというように事務局が理解しているということであった。準備には一定の時間がかかる。だからひとまず3月1日という期限を提示した。それはそれで必要なことだと思うのです。だから、3月1日にするか、1週間ぐらい延ばすかというのはともかく、仮に3月1日という話のままで議論進めますと、1日までに来た方に対しては、漏れなく必要な配慮ができるという条件は、準備に必要な期間としてやむを得ずかかると。それ以降にご希望された方においてもできる限り必要な努力する。そういうことも含めて、ひとまず配慮つきでの対応できるは3月1日までだが、これから開かれていく100人委員会についてはもっと自由に期限を延長して参加できるというような緩やかな期間の設定をぜひともお願いしたい。これから要するに、僕もお話をいただいているが、地域の当事者の方が学習会をしたいのでお話をいただきたいという話をいただいています。そうした形で地域の中で学習が進んでいって、「じゃあ、やっぱり100人委員会で発言したい。」というように思われる方もこれから増えていくであろうということは十分に考えられる。その点で期限について、柔軟な対応ができるというご配慮をいただきたい。

もう一つ、3月30日に100人委員会を実施したいということについて、土台となるべきものについて、色々と意見が出たということとなれば、間に合わない。専門委員会で固めたものを提示するわけですよ。100人委員会の人たちはそれを見て、ご自身の意見をつくって述べるという手順を踏むわけだから。その点でいくと、せめて4月中旬くらいに延ばすわけにはいかないかと思うのですが、無理でしょうか。

(事務局)

誠に申し訳ありませんが、2月の日数が少ないため、3月の広報に載せさせていただいているので、周知が行われる。また、この間のシンポジウムでも何をすべきかは別として、3月30日に第1回に行くというかたちで資料をお配りしている。既に30名以上の方が手を挙げておられる。ですので、第1回で何をすべきか、というのを議論すべきであるし、第1回は勉強会というものに変えさせていただくなど、企画を考えるべきではあるが、そういった形で対応させていただきたい

(宗澤委員長)

わかりました。考え方の基本として、3月30日はこれをしなければならないと押しつけることはしない。現状にふさわしい委員会にしていくべきというのを前提にしたうえで、ひとまずは広報をされてしまいますから、3月30日の100人委員会は第1回として行う。それに併せて、100人委員会のご意見をいただくための材料、土台となるようなものの整理を次回の検討委員会で行う。その原案は事務局がつくる。一応、その確認をしたと思います。100人委員会と専門検討委員会のスケジュールと課題については以上として、宿題となっているヒアリングに戻らせていただきたい。

ヒアリングについて

(宗澤委員長)

ヒアリングのところで出た意見をまとめますと、最初、事務局から託された論点は、ヒアリング先をできるだけ明らかにしてほしいということであったが、特定するというよりも、障害のある人に支援を行っているところ、共に働くという立場にある事業所、あるいは、サービスを提供しているような支援サービスだけでなく、一般の物を販売したりするところ。それと共に当事者サイドに対してもヒアリングをする必要があるのではないか。というヒアリング先のご意見が一つあったと思いま

それから、ヒアリングの目標は現状把握を中心にしながらなくすべき課題を明らかにする。もう一つは今後の方向性を明らかにする。こういう目標を持ってヒアリングをしたらどうかということであった。この後に、ヒアリングをするにしてもデザインというものがいる。ということだったと思う。デザインにあたるものが、100人委員会と検討委員会と先ほどの検討課題として整理されたものがこれにあたると思う。次回の検討委員会で事務局が出してくるもの差別事例と権利条約の観点から整理したもの。これを100人委員会とヒアリングのデザインのようなものとして考えるということではいかがでしょうか。

(平野委員)

一つお願いがある。増田さんのほうから政策動向の話があったが、一つの焦点として、障害の谷間を救済しようというのが一つの方向性。今は、蚊帳の中の障害者を想定している。蚊帳の外にいる、難病、さいたま市に一人しかいないような人については、こっちから出かけて行って聞いたほうがいいのでは。今は発達障害までは入っているが、非常に数が少ない人の意見、蚊帳の外を大事にする方向性も持っていたきたい。

(宗澤委員長)

これは、条例づくりの考え方として、現行制度上の谷間になっている方、谷間そのものを克服する、なくすというのは、今回のこの条例の目標に入っていると考えます。谷間になっちゃっている具体的な人を特定しなければならない。これについては、事務局で、次回の検討専門委員会でこういうところはヒアリングすべきだという原案を出していただくことと併せてお願いしたい。それから、検討専門委員の方々のフィールドやそれぞれの地域とのつながりから、こういうところはヒアリングすべきという方がいらっしゃ

いましたら、事務局に集約をお願いしたい。

(玉井委員)

1 ついいですか。私の理解が悪くて、ヒアリング、100 人委員会、専門委員会でどうかかわりになっていくのか。どういう工程で条例がつくられていくのか見えない。意見が言えないのはそういうところであって、また先ほど意見に出たような工程表から遅れていくような気がして。最初から予定されているものから、どんどん遅れていく。焦ってつくるものではない。というのはあるが、工程表やどういう形で流れていくのか、いまいち理解できないこの委員会でも、「この会はどうしますか。」「この会はどうしますか。」と運営のことについて話し合う会になっている。もう少し、「条例をどうつくっていくのか」ということを明確にしてもらえれば意見も言えるが、いろんな会を運営していくための話し合いになってしまっている。その辺を明確にしていればありがたい。

(宗澤委員長)

はっきり申し上げたいのは、検討専門委員会サイドから、「こんな条例をつくりたい。」ということに対しては、100 人委員会が立ち上がる前にいたずらに言うことは誤解を招きやすいと考えています。それから、だからといって、今日、僕もリフレインで発言しているが、議論の方向性や土台についてのまったく提案がないところでご発言いただきやすいとは思いません。今日、整理させていただいたように、第 3 回検討専門委員会で、そういう準備をさせていただく。これまでは裏方として検討専門委員会が議論をするしかないというステージでありましたけれども、事例集がかなり集まってきて、それを権利条約の観点から整理したものを地域の人たちに投げて、議論が出てくるようになってきた段階で、今、玉井さんからご発言いただいたような、条例の中身に対する議論を我々も、地域の方の意見もふまえてできるのではないかと考えていた。僕はそういうイメージであった。次回の検討専門委員会から、そういうステージに入っていくということにご理解いただければと思う。

もう 1 つ、柴野さんからご発言あったように、検討委員会、100 人委員会、ヒアリングの役割、かかわりのイメージを持ちにくい、本来こうであったのでは。というご指摘もあったかと思えます。私は動き始めていないので、そうだと思うのですが。その部分も含めて、こうですよ。ということは、次回の専門検討委員会でもう一度みなさんが共通認識を持てるように話をしたい。その点に関しても事務局よろしいでしょうか。

3 その他

(宗澤委員長)

今日話し合うべき議題は以上です。その他おありでしょうか。

(嶋垣委員)

タイムスケジュールが厳しいというのもあるが、広報もどうも、「こんな感じでやっているといいのか。」と正直思う。今も話し合ったが、WEB で出ているもの、紙ベースでのもの

のもどうなっているのかわからないが。紙ベースのところとか、市報に出たり、団体を通じてだと思うが、団体に入っている方には伝わると思うが、合間の方には今のままで伝わるのかどうか。当然ながら、当事者ではホームページといったようなものを確認できない方もかなりいる。そのあたりも突っ込んでどういう風にやるのか話をしていかないと、100人委員会に集まる方は、リテラシーの高い方ばかり。そういう方たちだけではなく、もう少し広いかたちで意見を吸い上げるということも一つあるし、いかに伝えるかということも考えないと、今のままでは、上積みの方だけの話になってしまうのではということが心配である。個人的には、「事務局にやってください。」というだけではまずいと思う。個人的にSNSやメーリングリストで個人的にやることには特に問題ないのか。例えば、「100人委員会があります」ということで、市役所のホームページのリンクを貼ったりし、当事者への情報を発信し、巻き込んでいかないと。ある程度、分かっている人たちにしか伝わらないのではないですか。

(宗澤委員長)

それは市役所がだめだと言ってできないというのではおかしい。問題ないでしょう。私もブログに書いていますし。

(斎藤委員)

前日も同じことを申し上げたが、知的に障害のある方には説明していくことが重要なのですね。その時間がない。それから説明できない。「いったい100人委員会やこの条例をどう説明したらいいの。」というのが見えないから、説明して伝えていくことの手段を持ちえていない。そこも大事にしていかないと。手帳なりで障害者の全体像は把握していると思うので、そこを漏れなくという姿勢が大事だと思う。

(宗澤委員長)

広報周知、ご意見をいただくまでの準備という観点から言っても、そこに必要な時間の保障が大事だということですよ。そのことを考え始めたら、玉井さんからご指摘あったように、スケジュールが遅れていきがちになる。そうすると、地域サイド、検討専門委員会の側からいっても「いつまでに、これについて頑張ろう」というのを見通しづらい。ちょっとタイムテーブルについても、最後まで見通せるわけではないが、当面数ヶ月のタイムテーブルを見直した上で、次回の検討専門委員会に出しなおす必要があるのでは。と思うのですが。それは、委員の皆さんのご意見だと思う。皆さんのご意見を受けて、ひとまずその辺りの修正のタイムテーブルについても事務局で原案を作ってもらおうという形でもお願いしてもよろしいでしょうか。

(鈴木委員)

障害者権利条約に対するさいたま市の公式な見解はあるのか。良いものだということを前提に動いていいのか。

(柴野委員)

それはそうだが、条例の中でどこまでできるかということと、条約そのものも見方がそれ

それぞれある。解釈や言葉の使い方など。それを踏み込めるのか、もやっとしたものでいくのか理念なのか、権利なのかといったことはある。条約がよくないというものではない。

(鈴木委員)

こういうものに対して、市が見解を出すということは、議会であれば、答えなければならない。そういうことがあったのか。

(事務局)

12月の議会で市長のイメージするノーマライゼーション条例とは、といことで、「障害者権利条約に沿った方向のもので」ということで答弁しております。

(嶋垣委員)

日本の国として批准にむけて動いているわけだから、それにむけて、それに関連している差別条例で区分けしている行政だとか、教育だとか、交通だとかでそういうものについて、検討段階で始まっているけれども、それとて温度差がある。そういう状況の中で、それでまた総合福祉法も出てきている。だから僕らも非常に整理しにくい。果たして議会でも、議員や市長が、整理したうえで話をしているのか。

(柴野委員)

整理というのは言葉の意味だと思う。では、そういうベースで条例をつくりましょうという発想自体は共有できるはず。原点にかえて「市長はどう思っているのか」ということであるとすごく大変だと思う。

(嶋垣委員)

この間、市長がお話しされていたとき、防犯条例をつくったときの話があったので、僕はそういう感覚なのかと思った。

(宗澤委員長)

よろしいですか。権利条約に即して条例をつくるということだけは明快ですので。ただ批准にむけてということから考えると、地域の方たちとともに、どこまでのものがつくれるのかというのが具体的に問われていると理解している。タイムテーブルだけの問題ではなく、知的障害のある方が100人委員会をどのように理解し、どんな作業や取り組みが必要で、どういう風にすれば具体的に理解を促進できるのか。その手立てがあって、このくらいあったらという話になると思う。その辺はどうでしょう。

(斎藤委員)

例えば、重度心身障害者の方の場合、ご家族の方が100人委員会に出て行ったり、ご本人も連れて行きたい。ということも出てくるだろう。どれだけ汲み取れるか、どれだけ後押しできるか。ということも考えていくべきだと思います。そうしないと、声を出せる人だけが手を挙げて参加していくということになるのではないかと。行ってもいいよ。

と言えるのか言えないのかというイメージの持ち方もとても大きいと思う。

(柴野委員)

知的の人と話をするというイメージを持った上で、分かりやすい説明をしなければならぬというのはそこに工夫が必要。そこを、そうでない人をどうするかという 100 人委員会についても決まっていない段階で、どう説明するのだと言われても厳しいのではないかと思います。

(宗澤委員長)

私自身は、斎藤さんからいただいているご指摘をいささかたりとも軽視することなく、最初の小さな枠が徐々に広まっていくというイメージでひとまず進めようと。そこに、「こういう方たちが参加しづらい状態で残されている」という具体的な問題の指摘があれば、それに対して必要な手立てを具体的に講じていく。これを重ねていくしかない。のではないかと基本的には考えていた。だから、そういう点で要するに、当初我々が「このくらいでできるであろう。」と考えているタイムテーブルが現実の要請から延びることがありうると考えてきたわけで。そのことの確認はいささかたりとも変わっているわけではない。恐らく事務局のほうで、現時点で「こういう風に延ばすよ。」というのは言い難いという話なのか。

(岡村障害福祉課長)

議会でも、「22 年度中の制定を目指して努力していきます。」ということできております。途中、市民の皆様のご意見を集約する期間は必要ですから、途中で見直すことはしますが、現時点ではなから来年度にしますよ。ということはいいづらい。「当面のタイムテーブルをどうするか。」ということとは考えなければならない。

(宗澤委員長)

だから、第一回の 100 人委員会は 3 月 30 日に開くけれども、初期の 100 人委員会それぞれ自体の状況、地域の特に、合間に放置されがちでこれまでの方々の要請やご意見をふまえ、100 人委員会を進めるテンポは必要に応じて修正を加えていく。そういうことの確認は今日しておきたいのですが、それはよろしいですね。それでは、第 3 回の委員会についてたくさんの宿題が残りました。事務局、タイトな作業が続くと思いますが、途中でのやりとりも含めて、次回に今日確認された宿題がひとまず整理できるように努力していただきたいと思います。

4 閉会

(宗澤委員長)

今後の予定について事務局からお願いします。

(事務局)

次回は 3 月 16 日(火) 19 時半から同じく浦和コミュニティセンター第 6 会議室で行い

ます。いろいろとご提案いただいておりますが、開催場所については4月以降、変更させていただきたいと思っております。

(宗澤委員長)

それでは、ありがとうございました。